

令和2年度 第8回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年11月6日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 藤松 美潮

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

八坂 平野 素一

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 42号	農地法第3条の申請について
議案第 43号	農地法第5条の申請について
議案第 44号	非農地証明願いについて
議案第 45号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 46号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
報告第 5号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について (合意解約)

議長	それでは、令和2年度第8回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時32分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と、 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第42号から議案第46号までの5議案19件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第42号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。 ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の です。本日もよろしく申し上げます。 それでは、議案書1ページをごらんください。 「議案第42号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	先月の10月19日に、事務局と現地確認を行いました。申請地は、 区の住宅団地を 方面に m進んだ、 と の境にある農地です。申請の理由としましては、今回、譲渡人の さんが、ずっと耕作していた譲受人の さんに申請地を譲りたいということで話がまとまったところです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。 番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a、理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>10月19日に、事務局と農地委員の■■■さんと現地確認を行いました。場所は、■■■の■■■の■■■から東側に約■■■m行ったところです。譲受人の■■■さんの自宅の前の道路を挟んだ、すぐ側にあります。</p> <p>以前より、譲受人の■■■さんから耕作を依頼して、長い間作っていたようですが、今回、ぜひ買ってほしいということで、話がまとまったところです。</p> <p>譲受人の■■■さんは■■歳と高齢であります、面積が■■■㎡以下と狭いので、問題ないと思います。どうかよろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■さんの所有農地は、これ以外に、約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>■■■さんのお話の中で、面積が■■■㎡以下ということで問題はないという説明があったと思いますが、その部分について、事務局より説明願いたいと思います。</p>
事務局	<p>■■■㎡以下ということで問題はないという話がありました。地図を見ていただくと分かりますが、ちょうど道路を挟んだ反対側に、■■■さんの家があります。■■■さんは、旦那さんが亡くなられて、■■■にこの土地が1つだけある状況で、処分したいということです。■■■さんが家の前で■■■を作るにはちょうどいい面積なので、今回の申請に至ったようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田のみ■■■a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>10月20日に、事務局職員と、農地委員と現地確認に行きました。場所はから少し入ったの川を挟んだ向かい側です。</p> <p>農地は、年ぐらい前から耕作はしていませんでした。今度取得するさんが、カボスを植えて管理をするということで、問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲渡人は高齢で、管理ができない状況です。今回、果樹栽培を拡大したい譲受人と、贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、さんの所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案集2ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、譲渡人、区、区、譲受人、区、区、歳。申請の土地になります、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積m^2、ほか筆、合計筆のm^2。譲受人の経営面積は、田a、畑a、計a。理由といたしましては、子への贈与、親からの受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>おはようございます。10月20日に、事務局と農地委員と4名で現地調査を行いました。申請地は、からを約km方面に進み、そこから左のほうに約m行った農地であります。</p> <p>農地は、耕作しやすく平坦なところです。現在も、譲受人のさんが耕作していて、それを贈与したいということです。管理もよくできております。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、さんの所有農地は、議案書5ページ、非農地証明願いのについての番号1番に記載されている農地以外に、約aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、[]区、[]、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。理由といたしましては、子への贈与、親からの受贈であります。 以上です。
議長	5番についても、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	先ほどの4番と同じ[]区の中の農地です。2人で相談して、贈与という形をとったのではないかと思います。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。 なお、[]さんの所有農地は、議案書5ページ、非農地証明願いについての番号2番に記載されている農地以外に、約[]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 []さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の6番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、議案書3ページをごらんください。 番号6番、イ、空き家に付随した農地の所有権移転になります。申請人、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡、譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては所有農地の整理、空き家取得と農業開始であります。 以上です。
議長	6番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	先月、現地調査に参りました。取得する空き家の近所にある農地ばかりですので、問題はないと思います。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	まず、A4の許可基準一覧をごらんください。 その中の、農地法第3条第2項第5号の要件、耕作面積要件というのがあります。その面積は50aを満たさなければいけません。 しかし、農業委員会が、市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっていきます。杵築市では、空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1a、1aに満たない場合はその面積から取得ができるように緩和されました。 これが13回目の案件です。

	<p>譲渡人は、相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に住んでおり管理ができない状況です。今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいということで話がまとまり、申請となりました。</p> <p>区域の指定は、令和2年度第7回総会、第39号議案、番号1番において指定済です。</p> <p>今後は、野菜等を栽培すると伺っています。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に、約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第42号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質問はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第42号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第42号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第43号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>おはようございます。事務局の■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>「議案第43号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので県知事に進達するために意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由は、現在アパートに居住しているが、将来を見据え、申請地に住宅を新築することを計画した。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>先月の18、19日に、事務局員と現地を確認いたしました。申請地は、■■■■の■■■■との境で、■■■■というところにあります。■■■■さんがアパートから出て住宅を新築したいということです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>転用者の■■■■さんは■■■■で、現在、アパートで生活されています。</p>

	<p>転用の目的は、将来を見据え、土地所有者の[]さんと永年期間の土地使用賃借契約を締結し、一般住宅を建築するものです。</p> <p>立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため代替地の検討も行いましたが、建築に関わる諸費用面から申請地に決めたようです。</p> <p>申請地は令和2年9月1日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>一般基準です。申請地の北側、西側は[]、東側、南側は[]に接しており、転用に際し営農上の問題はありません。被害防除策として、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止する計画です。</p> <p>続いて新築計画です。申請地の[]㎡に、1階床面積[]㎡、約[]坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、生活雑排水、敷地内排水については市道側溝へ接続する計画です。なお、生活雑排水については合併処理浄化槽を経由します。接続に関し、道路管理者とは協議済です。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、[]、[]、転用者、[]区、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、宅地分譲用地として。申請理由は、遊休農地の有効活用を図る上で申請地を宅地分譲用地として整備したい。こちらは第3種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	<p>先月の10月21日に、事務局と現地を確認しました。申請地は、[]から直線距離で西側に[]mぐらい行ったところ。[]付近に位置するところで、近くに[]と[]があります。</p> <p>転用者は[]で、土地所有者側と協議し、申請地に宅地分譲地を計画し、今回の申請に至ったようです。</p> <p>周りはほとんど住宅街で、転用に関して問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>土地所有者の■■■■さんは■■■■に居住しており、土地を相続するも管理が困難なことから、転用者で■■■■を行う■■■■に相談したところ、今回の宅地分譲用地としての転用申請に至りました。</p> <p>立地基準です。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）が定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、原則転用許可ができる農地であり、この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側、南側、西側は■■■■、北側は■■■■にそれぞれ接しており、転用することによる営農上の問題はありません。</p> <p>整備計画です。申請地の■■■■㎡を利用し■■■■区画の分譲地として整備し、販売を計画しています。各地の排水についてご説明します。生活排水については公共下水道へ接続、雨水、敷地内排水は市道側溝へ接続予定です。排水に関し各関係機関、関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高証明書にて確認しています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、「議案第43号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第43号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第43号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第44号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書5ページをお願いします。</p> <p>「議案第44号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡。申請地の状況、進入路、転用または耕作放棄された理由、平成■■年頃、居住地への進入路が狭かったため、休耕中であった■■を無断で造成し、進入路を拡張した。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■委員	<p>先ほど説明いただきましたところは、■■■■区の■■■■さんの自宅の裏側です。前には■■■■が通っていますが、すぐ裏が休耕中の■■■■で便利がいいと道路を造ったようです。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>

議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を10月20日に、 農地委員、 農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった経過は、平成 年頃、居住地への進入路が狭小であったため、休耕中であった を無断で造成し転用したためです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。</p> <p>本件は証明書発行基準第4の5に該当し、申請地は農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもないため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更登記を行い、このままの状態管理するようです。</p> <p>以上です</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²。申請地の状況、山林、原野。転用または耕作放棄された理由、 については昭和 年頃から、その他の土地については昭和 年頃から、用水不足、日照不足により耕作放棄した。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番についても、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	<p>申請地の1つは、 の前を mぐらい行くと山のようなところがあって、その山の中にもう土地が見えない があります。今は桧が、生い茂っています。もうひとつは山林化した です。最後の場所は、 地区から下っていった、谷間の農地でありまして、そこも、どこから入っていか分からないので休耕しています。農地としては利用できないところです。よろしく願います。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>番号1番と同日に、 農地委員、 農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、昭和 年頃まで耕作を行っていたが、用水不足、日照不足により耕作が放棄され、現在は雑草、雑木、竹が生い茂った状態です。この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、 については、農地法第30条第3項第1号の判断結果により農地管理に関する通知を送付済みで、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請地の状況、進入路。転用または耕作放棄された理由、隣接する の進入路がなかったため、昭和 年頃、無断で土地の一部を用地としてしまった。</p> <p>以上です。</p>

議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願いします
 委員	現地を一緒に見に行きました。道路との法面の間の土地で、問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を10月20日に、 農地委員、 農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地は現在進入路となっており、コンクリートが打設されています。</p> <p>現況となった詳細については、隣接地の の進入路がなかったため、昭和 年頃から無断で土地を進入路として利用していたとのこと。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があり、本件は証明書発行基準第4の5に該当します。</p> <p>また、令和2年9月1日に農振除外申請が認められていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書6ページをお願いします。</p> <p>番号4番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請地の状況、進入路、転用または耕作放棄された理由、隣接する の進入路がなかったため、昭和 年頃、無断で土地の一部を用地としてしまった。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番についても、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	先ほどの3番と同じで、続きになっているのですが、奥の さんのために、やったそうです。問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準によって事務局より説明願います。
事務局	<p>番号3番に隣接する申請地のため、同日、 農地委員、 農業委員とで確認しました。申請地は、現在進入路となっています。</p> <p>現況となった詳細については、番号3番と同様です。無断転用につきましても申請者名で始末書の提出があり、本件も証明書発行基準第4の5に該当します。</p> <p>この地に対しても、令和2年9月1日に農振除外申請が認められていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局より説明願います。
事務局	<p>番号5番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請地の状況、荒廃施設。転用または耕作放棄された理由、昭和 年頃から無断で農地に牛舎を建築し、その後、利用を中止し現在に至る。</p>

	以上です。
議長	5番についても、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	ここも、牛舎にして、■■年ぐらいやってきた土地ですが、ご主人が亡くなって、奥さんしかいないので、今はこの状態で管理するようです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。 現地を10月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。 申請地が現況となった理由は、昭和■■年頃、無断で農地に■■■■を建築し、その後、平成■■年頃から利用を中止したことによるものです。 申請地の現況は、証明書発行基準第4の5に該当し、無断転用を行ったことにつきましては、申請者名で始末書の提出があり、申請地は令和2年9月1日に農振除外申請が認められていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。 以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、売却を予定しているようです。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況、原野。転用または耕作放棄された理由、細々と野菜などを作っていたが、度重なる河川からの塩害により、平成元年頃からやむなく耕作を断念した。 以上です。
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	10月19日に、■■■■委員と現地確認を行いました。申請地は■■■■の信号を進み、■■■■がありますが、そこの国道の反対側が申請地になります。昔から、河川からの塩害で耕作できないということです。知り合いに無償で譲ると聞いております。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を10月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。 申請者は、細々と野菜などを作っていましたが、度重なる河川からの塩害により、やむなく平成■■年頃から耕作断念したようです。 現在は雑草、雑木、竹が生い茂った状態で、この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後についてですが、諸事情により知人に贈与することを予定しているようです。 以上です。
議長	只今、「議案第44号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
議長	なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第44号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第44号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます
事務局	<p>それでは、議案書7ページをごらんください。</p> <p>「議案第45号」「農地利用集積計画（案）の決定について」農地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]、設立[]年。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。</p> <p>続きまして、番号2番。申請人、貸人、[]区、[]、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号3番。申請人、貸人、[]区、[]、借人は同じであります。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡のうち[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は、先ほどと同じであります。</p> <p>続きまして、議案書8ページごらんください。</p> <p>イ、所有権の設定であります。</p> <p>番号4番。申請人、譲渡人、[]区、[]、譲受人、大分市、公益社団法人農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。これは、農地売買等支援事業の公社買入になります。</p> <p>貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸、利用権設定面積は全部で[]㎡、所有権の設定面積[]㎡、合計[]㎡になります。</p>
事務局	<p>補足説明です。</p> <p>番号1番につきましては、[]が大麦若葉を植えると聞いております。</p> <p>番号2番、3番につきましては、次の議案にも出てきますが、[]さんが牧草を作ると聞いております。</p> <p>番号4番につきましては、今、果樹を栽培している[]さんから、[]に住んでいる[]さんに譲る案件です。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただいま、「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書9ページをごらんください。</p> <p>「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■、■筆の■■■■㎡です。</p> <p>次の10ページが、先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号2番から番号3番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を、農地中間管理機構から■■■■さんに貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第5号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>それでは、議案書11ページをごらんください。</p> <p>「報告第5号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。理由とい</p>

	<p>たしましては貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和2年度第8回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10時10分：終了)</p>